

令和３年度
第１回
一般競争入札による市有財産の売却
（入札のご案内）

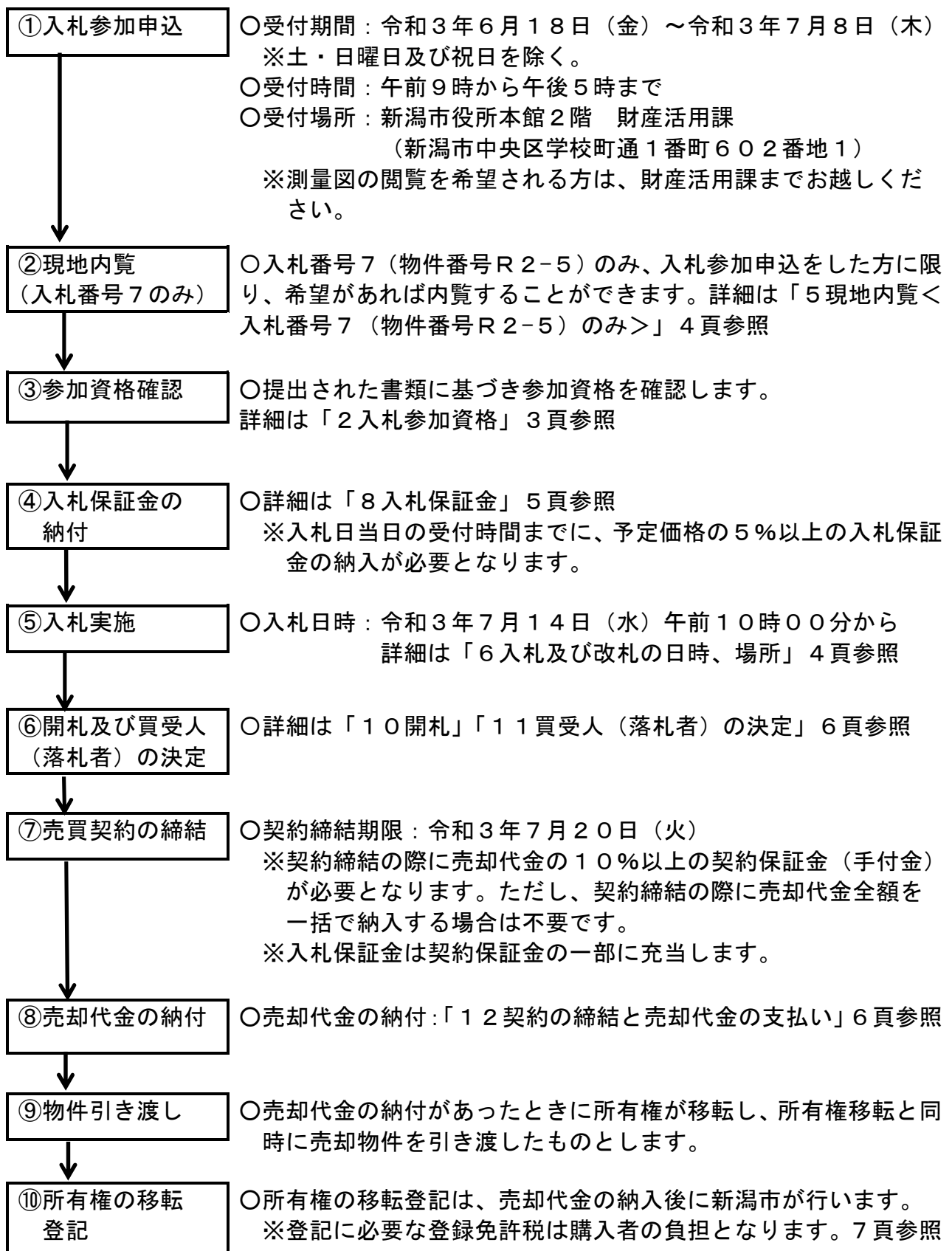
入札日：令和３年７月１４日（水）

新潟市財務部財産活用課

目 次

	頁
◆申し込みから所有権移転登記までの流れ	1
◆一般競争入札のご案内	
1 売却物件	2
2 入札参加資格	3
3 入札にあたって付す条件	3
4 入札参加申込方法	4
5 現地内覧＜入札番号7（物件番号R2－5のみ）＞	4
6 入札及び開札の日時、場所	4
7 入札当日に必要な書類など	5
8 入札保証金	5
9 入札	5
10 開札	6
11 買受人（落札者）の決定	6
12 契約の締結と売却代金の支払い	6
13 所有権の移転等	7
14 その他	7
15 物件調書（調書・案内図・明細図）	9
16 市有財産売買契約書（案）〔契約保証金契約時納入〕 【入札番号7以外】	28
17 市有財産売買契約書（案）〔売買代金契約時一括納入〕 【 〃 】	31
18 市有財産売買契約書（案）〔契約保証金契約時納入〕 【入札番号7用】	33
19 市有財産売買契約書（案）〔売買代金契約時一括納入〕 【 〃 】	37
◆入札応募書類様式	
様式1 市有財産一般競争入札参加申込書	41
様式2 入札書（申込人が直接入札される場合）	42
様式3 入札書（申込人が代理人に委任した場合）	43
様式4 委任状	44
様式5 同意書（申込人が、未成年者、被保佐人等の場合）	45
様式6 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書	46
様式7 名簿（役員等一覧表）	47
封筒記載例	48
入札参加申込受付会場・入札受付会場等 案内図	49
問い合わせ先	49

◆ 申し込みから所有権移転登記までの流れ



一 般 競 争 入 札 の ご 案 内

「一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、新潟市が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札した方を売買契約の相手方とするものです。

この物件の入札に参加を希望される方は、次の各事項をよく読み、内容を十分把握したうえでお申し込みください。

1 売却物件

入札 番号	物件 番号	所 在 地	地目	実測面積 (㎡)	予定価格 (円)
1	R 2-1	北区松浜五丁目 9 番 2	宅地	2,533.18	40,200,000
2	1 7	北区新井郷字居裏 1 1 5 7 番 2	宅地	1,472.33	12,960,000
3	R 2-3	江南区袋津二丁目 3 6 3 8 番 2	宅地	1,492.56	44,900,000
4	4 3-1	秋葉区天ヶ沢字草水沢 1 0 6 番 7	宅地	669.18	8,940,000
		秋葉区矢代田字高ヶ沢 5 6 4 2 番 5	宅地	190.58	
		合 計		859.76	
5	4 3-2	秋葉区天ヶ沢字草水沢 1 0 6 番 8	宅地	1,062.59	9,780,000
		秋葉区矢代田字高ヶ沢 5 6 4 2 番 7	宅地	11.34	
		合 計		1,073.93	
6	4 3-3	秋葉区矢代田字高ヶ沢 5 6 4 3 番 1	山林	340.12	4,220,000
7	R 2-5	南区月潟字下屋敷 1 4 1 9 番	宅地	459.35	1,460,000
8	R 3-1	西区内野町 4 7 1 番	宅地	1,620.09	74,520,000
9	R 3-2	西蒲区番屋字畑ヶ田 4 5 0 番 1	宅地	194.61	1,520,000

【解体条件付き既存建物】

入札 番号	物件 番号	種類	構造	延べ床面積 (㎡)
7	R 2-5	居宅・診療所	木造、セメント瓦葺、2階建	296.44 ㎡

※物件番号は、新潟市のホームページに掲載している物件番号と同じ番号です。

※売却物件の詳細は、物件調書（9頁から27頁）をご覧ください。

（注1）入札番号7（物件番号R 2-5）のみ、希望があれば内覧することができます。

（注2）売却物件は現況引渡しとなります。当該地上の建物（動産、備品等を含む）、工作物、樹木等についても現状有姿のまま引き渡すこととなります。

（注3）売却物件の測量図の閲覧を希望される方は、財産活用課（市役所本館2階）までお越しください。

閲覧期間は、令和3年6月18日（金）から令和3年7月8日（木）までとします。

（土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

2 入札参加資格

- (1) 入札の参加者となることができるのは、個人及び法人とします。
※2名以上の連名（共有）による入札参加もできます。
- (2) 次の事項に該当する場合は、入札に参加することができません。
- ① 成年被後見人
 - ② 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ③ 破産者で復権を得ない者
 - ④ 正当な理由がなく新潟市公有財産事務取扱要領による契約を締結せず、又は履行しなかった者で、当該事実があった後2年を経過していない者
 - ⑤ 新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第6条に規定する排除対象者
- (3) 入札参加時に提出された書類に基づき、参加資格を確認します。参加資格がないことが判明した場合、参加を取り消し、その旨及びその理由を「参加資格確認通知書」により郵送で通知します。
- 入札実施後に参加資格がないことが判明した場合、落札を取り消し、次点以降の補欠者のうち優先順位の高いものから繰り上げて買受人（落札者）とします。

3 入札にあたって付す条件

売買契約締結に際し、次の内容の条件を付します。

- (1) 風俗営業等の禁止
売却物件の引渡しの日から5年間、売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、及び同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできない。
- (2) 暴力団事務所等への使用禁止
売却物件の引渡しの日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する事務所の用に供することはできない。
- (3) 建物の解体撤去等
＜入札番号7（物件番号R2-5）のみ＞
売買物件の引渡しの日から1年以内に売買物件に存する建物、動産、工作物及び放置物を買受人（落札者）の負担で解体撤去し、解体撤去工事後ただちに書面により工事完了報告をしなければならない。
- (4) 違約金
上記3（1）、（2）に定める義務に違反した場合、売却代金の100分の30に相当する金額を徴収します。また、履行確認のための実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は遅延した場合は売却代金の100分の10に相当する額を違約金として徴収します。
- (5) その他 3（1）～（4）に記載がない事項については契約書のとおりとします。

4 入札参加申込方法

(1) 申込書類

入札に参加しようとする方は、下記申込書類をご提出ください。

- ①市有財産一般競争入札参加申込書（入札応募書類の様式1をご利用ください。）
- ②暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（入札応募書類の様式6・様式7をご利用ください。）
- ③添付書類（発行日から1ヶ月以内のもの）
 - 個人の場合 住民票
 - 法人の場合 登記事項証明書（現在事項証明書）、定款又は寄附行為（原本証明が必要）

（注1）2名以上の連名（共有）で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

（注2）申込人が、未成年者、被保佐人等の場合は同意書（様式5）が必要です。

（注3）複数の入札に参加する場合、①市有財産一般競争入札参加申込書（様式1）は入札番号毎にご提出ください。②暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式6・様式7）及び③添付書類は一部でかまいません。

（2）受付期間：令和3年6月18日（金）から7月8日（木）まで
（土・日曜日及び祝日を除く）

（3）受付時間：午前9時から午後5時まで

（4）受付場所：新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市役所本館2階 財産活用課

(5) その他

- ① 申込書等の提出は受付場所へ直接持参してください。
※郵送での申し込みは受け付けいたしません。直接来庁してお申し込みください。
- ② 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。
- ③ 申し込み受付後、審査に問題がなければ次の書類を後日郵送します。
 - ・入札保証金返還指定金融機関届出書
※必要事項の記入、押印を行ったうえ、入札日に必ず持参してください。
 - ・入札保証金の納入通知書
※入札保証金の領収書を、入札日に必ず持参してください。

5 現地内覧＜入札番号7（物件番号R2-5）のみ＞

(1) 内覧について

入札番号7（物件番号R2-5）の既存建物については、入札参加申込をした方に限り、希望される方は1申込者につき1回限り内覧することができます。

(2) 受付方法

内覧を希望される方は、財産活用課にて日程を調整いたしますので、6月30日（水）午後5時までに、財産活用課にご相談ください。

6 入札及び開札の日時、場所

- （1）入札日 令和3年7月14日（水）
- （2）受付時間 午前9時00分から午前9時50分（本館3階 対策室）
- （3）入札時間 午前10時00分から（入札番号順に順次行います）
- （4）開札開始時間 入札番号毎に前の入札終了後直ちに開始します。
- （5）入開札場所 新潟市役所本館3階 対策室（49頁案内図参照）

※当日、受付がお済みであっても、入札時間に遅れた場合は入札参加の棄権と判断します。

7 入札当日に必要な書類など

- (1) 入札書（様式2又は様式3）
- (2) 封筒（参加者が用意してください。大きさや記載例は48頁参照）
「様式2又は様式3 入札書」に押印した申込人の印鑑をご使用ください。
- (3) 入札保証金領収書、入札保証金返還指定金融機関届出書
入札参加申込後、入札保証金納入通知書と入札保証金返還指定金融機関届出書を送付いたしますので、入札保証金領収書、入札保証金返還指定金融機関届出書をご持参ください。
- (4) 委任状（様式4）（代理人が入札する場合のみ）
法人の場合、従業員（役員を含む）が参加される場合は必ず必要となります。
- (5) 印鑑
訂正する際は、「様式2又は様式3 入札書」に押印した申込人の印鑑と、同一の印鑑が必要です。入札に必要な全ての書類に訂正が無ければ印鑑は不要です。
- (6) 身分を証明する書類（運転免許証等）

8 入札保証金

- (1) 入札保証金の納付
入札に参加される方（入札参加者）は、入札に際し入札保証金が必要となりますので「様式1 市有財産一般競争入札参加申込書」に、予定価格の100分の5以上の入札保証金を記載してください。なお、入札保証金は、後日、市が交付する納付書にて、入札開始前までに金融機関で納付のうえ、入札日当日、受付へ入札保証金の領収書を提出してください。
- (2) 入札保証金の返還等
 - ① 買受人（落札者）の場合
買受人（落札者）の入札保証金は返還しませんが、契約締結の際、契約保証金の一部に充当します。
買受人（落札者）が指定された契約締結日までに契約を締結しないときは、当該落札は取消しとなります。この場合の入札保証金は、市に帰属することになります。
 - ② 買受人（落札者）以外の方の場合
買受人（落札者）以外の方が納付した入札保証金は返還します。後日指定された金融機関の口座に振り込みますが、振り込みまでに3週間程度の期間を要します。
（返還を受ける金融機関や、入札保証金の納付日により、振り込みに要する期間が異なることがありますのでご了承ください。）
※入札保証金は、その受入期間について利息を付けませんので、ご了承ください。

9 入札

- (1) 入札の方法
 - ① 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、入札書は封筒に入れてください。封筒には申込人の住所・氏名を記載したうえ封印し（48頁参照）、入札執行者の指示に従って入札書をご提出ください。
なお、複数の入札に参加する場合は、入札番号毎に入札書を作成し、それぞれ封筒に入れてください。
 - ② 入札は、申込人以外の方が行うこともできます。この場合には、入札の受付時において、委任状をご提出ください。法人の場合、従業員（役員を含む）が参加される場合は必ず必要となります。
 - ③ 入札保証金領収書は受付時にご提示ください。

(2) 入札金額の表示

- ① 入札価格はアラビア数字で明確に記入し、金額の頭書に「¥」を必ず記入してください。
- ② 使用印は、提出書類すべて同じものを使用してください。
- ③ 法人の場合、住所、氏名は所在、名称と読み替えます。
- ④ 入札書を書き損じたときは、再度作成してください。

(3) 入札書の書換え等の禁止

入札者は、提出した入札書の書き換え、差し換え、撤回をすることはできません。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。

- ① 入札に参加する者に必要な資格がない者がした入札及び申込人の委任を受けていない者がした入札
- ② 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- ③ 入札保証金を納付しない者または入札保証金が予定価格の100分の5以上の額に達しない者がした入札
- ④ 同一の入札者が1物件につき2つ以上の入札をしたときは、その全部の入札
- ⑤ 入札書等の押印を必要とする場所に押印のない入札
- ⑥ 入札書の金額を訂正した入札
- ⑦ 脅迫による入札
- ⑧ 入札者が不当に価格をせり上げ、またはせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと入札執行職員が認める場合における全部の入札
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

10 開札

- (1) 開札は、入札会場において入札者の面前で行います。
- (2) 開札会場には、入札申込者またはその受任者並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができません。

11 買受人（落札者）の決定

- (1) 買受人（落札者）は、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とします。
- (2) 買受人（落札者）となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者のくじ引きによって買受人（落札者）を決定します。

12 契約の締結と売却代金の支払い

- (1) 買受人（落札者）は、入札の日から起算して7日以内に売買契約を締結しなければなりません。期限までに契約を締結されない場合は、契約決定は無効となりますので、ご注意ください。※売買契約の締結期限：令和3年7月20日（火）
- (2) 買受人（落札者）は、契約締結の際に売却代金の100分の10以上の契約保証金が必要となります。（入札保証金を契約保証金の一部に充当します。）
ただし、契約締結の際に売却代金全額を一括で納入する場合は不要です。
- (3) 買受人（落札者）は、契約締結の際に発行する納入通知書により、売却代金等を指定された期日までに納入しなければなりません。
売却代金の支払いは、契約締結の際に一括で納入するか、または契約保証金納入の場合は、契約締結の日から起算して30日以内に売却代金の残金を全額納入しなければ

ばなりません。

なお、売却代金を納付期限までに支払わなかった場合には、契約が解除されることがあります。その際には納入された契約保証金は市に帰属します。

(4) 売買契約締結に必要なもの

- ①印鑑（入札参加申込書及び入札書に押印した印鑑と同じもの）
- ②収入印紙

【参考】収入印紙（国税）

令和4年3月31日まで

契約金額	収入印紙の額
100万円超え 500万円以下	1千円
500万円超え 1千万円以下	5千円
1千万円超え 5千万円以下	1万円
5千万円超え 1億円以下	3万円
1億円超え 5億円以下	6万円

13 所有権の移転等

(1) 売却代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に売却物件を引き渡したものとします。

(2) 所有権の移転登記は、売却代金完納後、買受人（落札者）の請求により市が行います。なお、入札番号7（物件番号R2-5）の売却物件は、土地のみに所有権移転登記と買戻特約登記を行います。

また、入札番号7（物件番号R2-5）は、売買物件の引渡しの日から1年以内に売買物件に存する建物、動産、工作物（本件土地で残地が必要なものを除く）及び放置物を買受人（落札者）の負担で解体撤去後、買受人（落札者）は市へ解体報告をし、解体撤去工事のしゅん工検査に問題がなければ、市において建物滅失登記を行います。

(3) 登記名義人は買受人（落札者）申込者本人です。

(4) 所有権移転登記に必要なもの

① 登録免許税納付の際に交付される領収証書

・土地の登録免許税額の計算については

固定資産税評価額（千円未満切捨て）× 1.5%（百円未満切捨て）

・納付方法

金融機関において、国税納付書にて納付してください

【参考】登録免許税（国税）

◎土地の所有権の移転登記

内容	課税標準	税率	軽減税率（措法72）
売買	不動産の価額 （固定資産税評価額）	1,000分の20	平成31年4月1日から令和5年3月31日まで 1,000分の15

② 所有権移転登記嘱託請求書

必要な事項を記載し、記名・押印（入札書に押印した印鑑）のうえご提出ください。

14 その他

(1) 売買物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ず入札参加者ご自身で事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

(2) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受人（落札者）において行っていただきます。

- (3) 越境物に関する隣接地所有者との協議については、すべて買受人（落札者）において行っていただきます。
- (4) 売買物件の地盤調査、地下埋設物調査及び土壌汚染調査は行っていません。
- (5) 売却物件の案内看板は、誤解を招くことがないように買受人（落札者）において、すみやかに処分又は管理先を明記してください。
- (6) 入札の公正、競争性を確保するため、入札参加状況等の問い合わせについては、一切お答えできません。
- (7) 入札、契約結果については、新潟市建設工事等の入札結果等の公表に関する取扱い要綱に準じた取扱いとし、入札参加者などの公表を行います。

15 物件調書

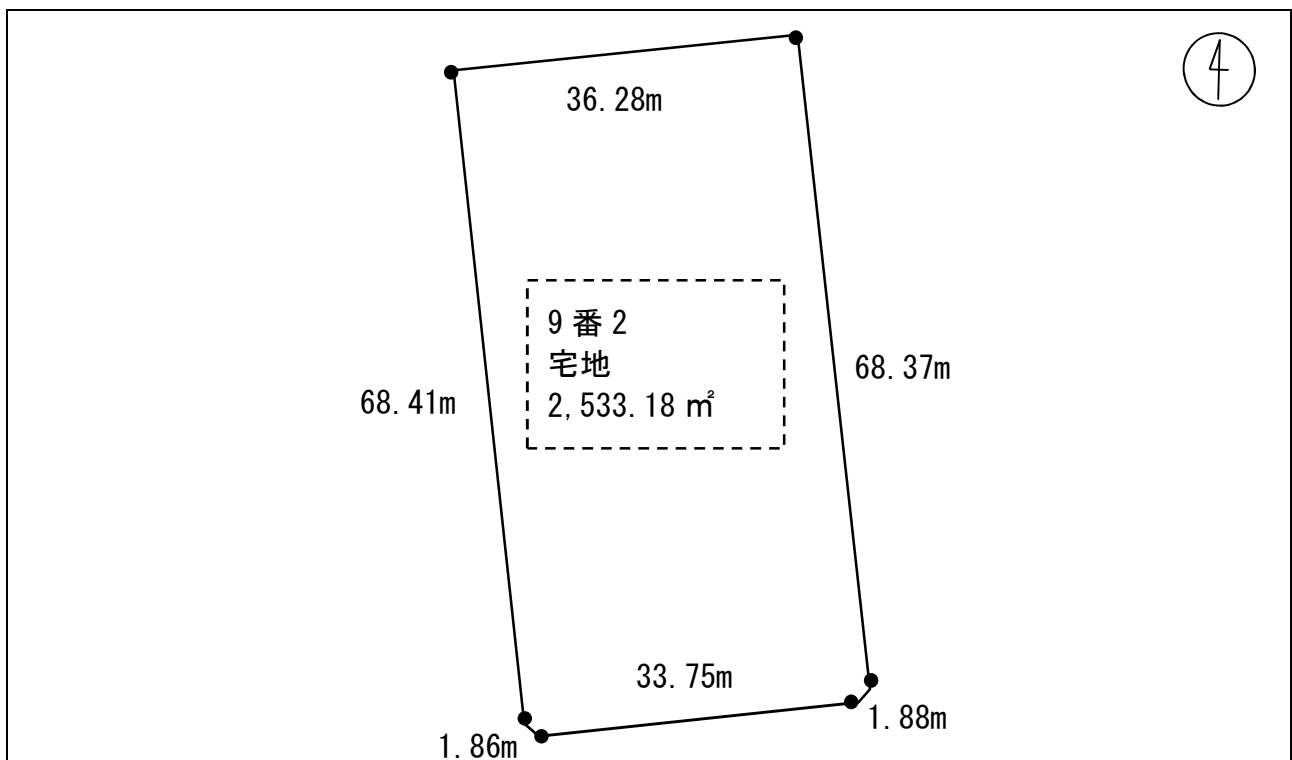
入札番号 1		物件番号 R 2-1		予定価格		40,200,000円	
所 在 地		北区松浜五丁目9番2					
地 積		(実測) 2,533.18㎡		地目	宅地	土地形状	明細図のとおり
接道道路の幅員及び構造		西側幅員約7.3メートル、南側幅員約5.4メートル、東側幅員約3.4メートルの舗装道路(市道)に接する。					
法令等に基づく制限		都市計画区域		市街化区域			
		用途地域		第一種中高層住居専用地域			
		建ぺい率		60%		容積率	200%
		その他の制限		無し			
私道の負担等に関する事項		負担の有無		無し		負担の内容	
供給処理施設の状況		供給処理施設		事業所名			電話番号
		電 気	引込み可	東北電力(株)			0120-175-466
		上水道	引込み可	新潟市水道局			0120-411-002
		下水道	引込み可	新潟市東部地域下水道事務所北下水道分室			025-387-1806
		ガ ス	引込み可	北陸ガス(株)			025-229-7002
交 通 機 関		バ ス	住民バス「市営住宅前(松浜)」バス停まで約220メートル				
		鉄 道	J R「新崎」駅まで約4.3キロメートル				
公 共 施 設 (現地から)		施 設 名				現地からの直線距離	
		北区役所北出張所				約540メートル	
		新潟市立ちとせ保育園				約290メートル	
		新潟市立松浜小学校				約660メートル	
		新潟市立松浜中学校				約160メートル	
参考事項	・市営住宅跡地です。 ・文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていませんが、事前協議が必要です。詳細については歴史文化課(TEL 025-226-2580)へお問い合わせください。 ・現況引渡しのため、敷地内の工作物等の移設、撤去には応じられません。 ・1,000㎡以上の開発行為を行う場合、新潟市開発指導要綱が適用され、事前に市長との協議及び許可が必要です。詳細については北区役所建設課(TEL 025-387-1435)へお問合せください。						

入札番号	1	物件番号	R 2-1
------	---	------	-------

案内図



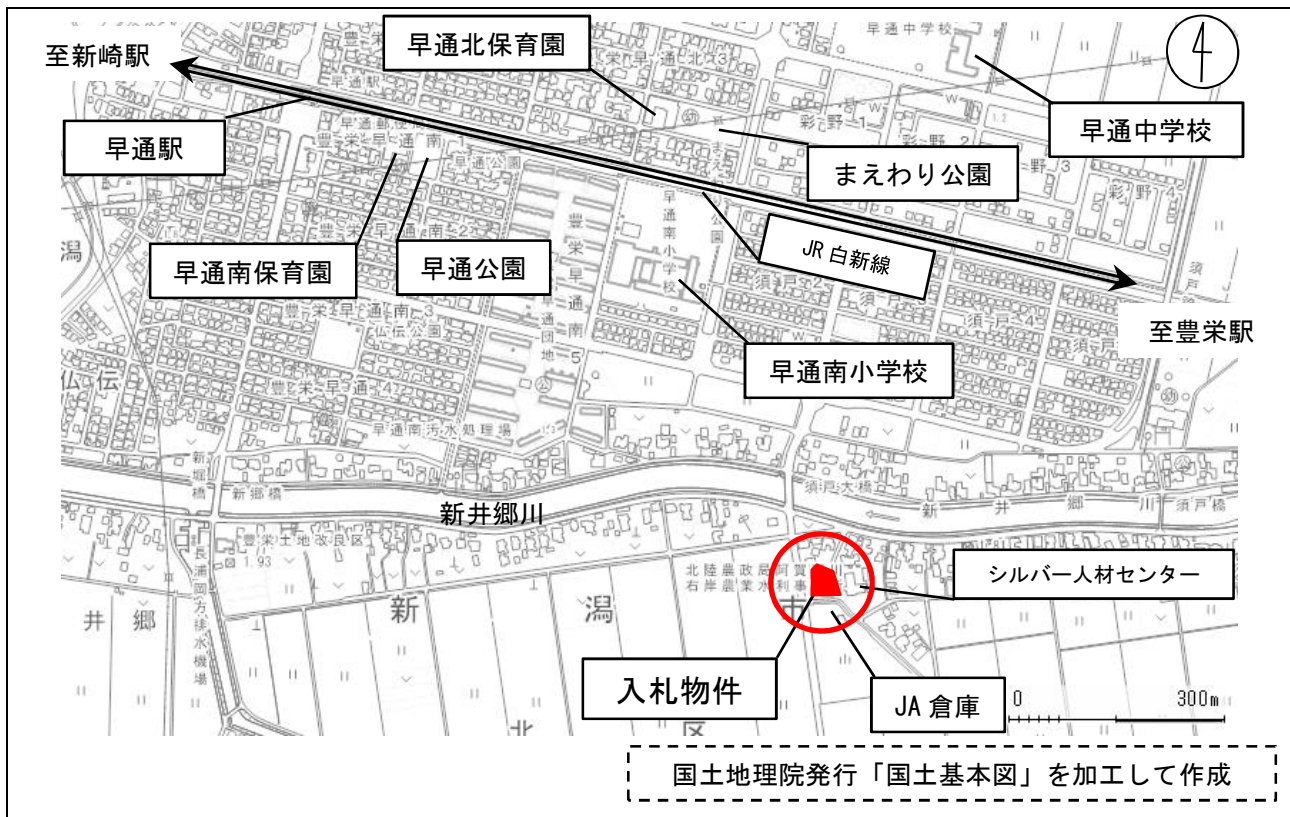
明細図



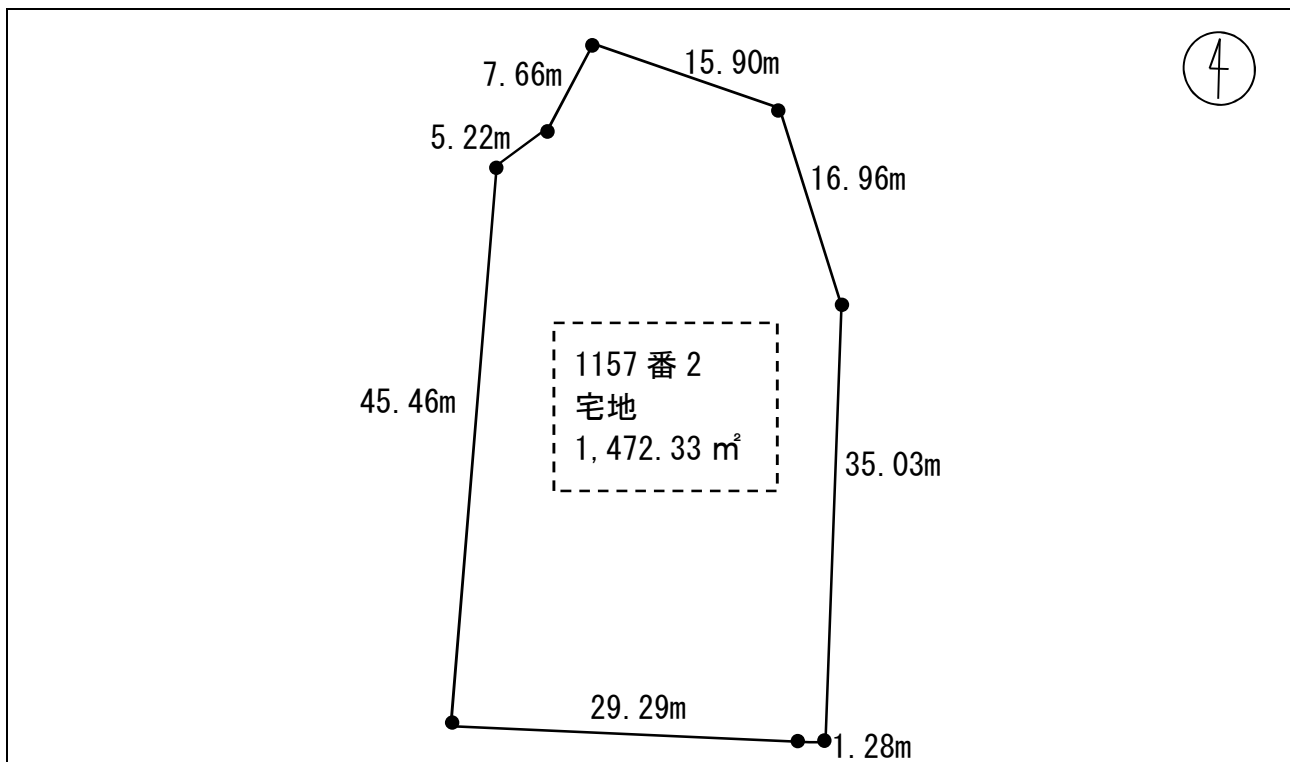
入札番号 2		物件番号 1 7		予定価格		1 2 , 9 6 0 , 0 0 0 円	
所 在 地		北区新井郷字居裏 1 1 5 7 番 2					
地 積		(実測) 1 , 4 7 2 . 3 3 ㎡		地目	宅地	土地形状	明細図のとおり
接道道路の幅員及び構造		南側幅員約 5 メートルの舗装道路 (市道) に接する					
法令等に基づく制限		都市計画区域		市街化調整区域			
		用途地域		指定なし			
		建ぺい率		7 0 %		容積率	2 0 0 %
		その他の制限		無し			
私道の負担等に関する事項		負担の有無		無し	負担の内容		
供給処理施設の状況		供給処理施設		事業所名		電話番号	
		電 気	引込み可	東北電力(株)		0120-175-466	
		上水道	引込み可	新潟市水道局		0120-411-002	
		下水道	引込み不可	新潟市東部地域下水道事務所 北下水道分室		025-387-1806	
		ガ ス	引込み不可	北陸ガス(株)		025-229-7002	
交通機関		バ ス		新潟交通「須戸大橋」バス停まで約 8 0 メートル			
		鉄 道		ＪＲ「早通」駅まで約 1 キロメートル			
公 共 施 設 (現地から)		施 設 名			現地からの直線距離		
		北区役所			約 3 . 1 キロメートル		
		新潟市立早通南保育園			約 8 6 0 メートル		
		新潟市立早通南小学校			約 4 9 0 メートル		
		新潟市立早通中学校			約 7 9 0 メートル		
参考事項	・ 小学校体育館跡地です。 ・ 現況引渡しのため、敷地内の工作物等の移設、撤去には応じられません。 ・ 敷地内に電力柱及び支線が 1 本ずつあります。 ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていませんが、事前協議が必要です。詳細については歴史文化課（TEL 025-226-2580）へお問い合わせください。 ・ 市街化調整区域のため、建築物を建築する際は事前に都市計画法の許可が必要となりますが、当該地は「新潟市開発行為等の許可の基準に関する条例」に定める「既存集落区域」に該当し、開発行為等の一部が緩和されています。詳細については北区役所建設課（TEL025-387-1435）へお問合せください。						

入札番号	2	物件番号	17
------	---	------	----

案内図



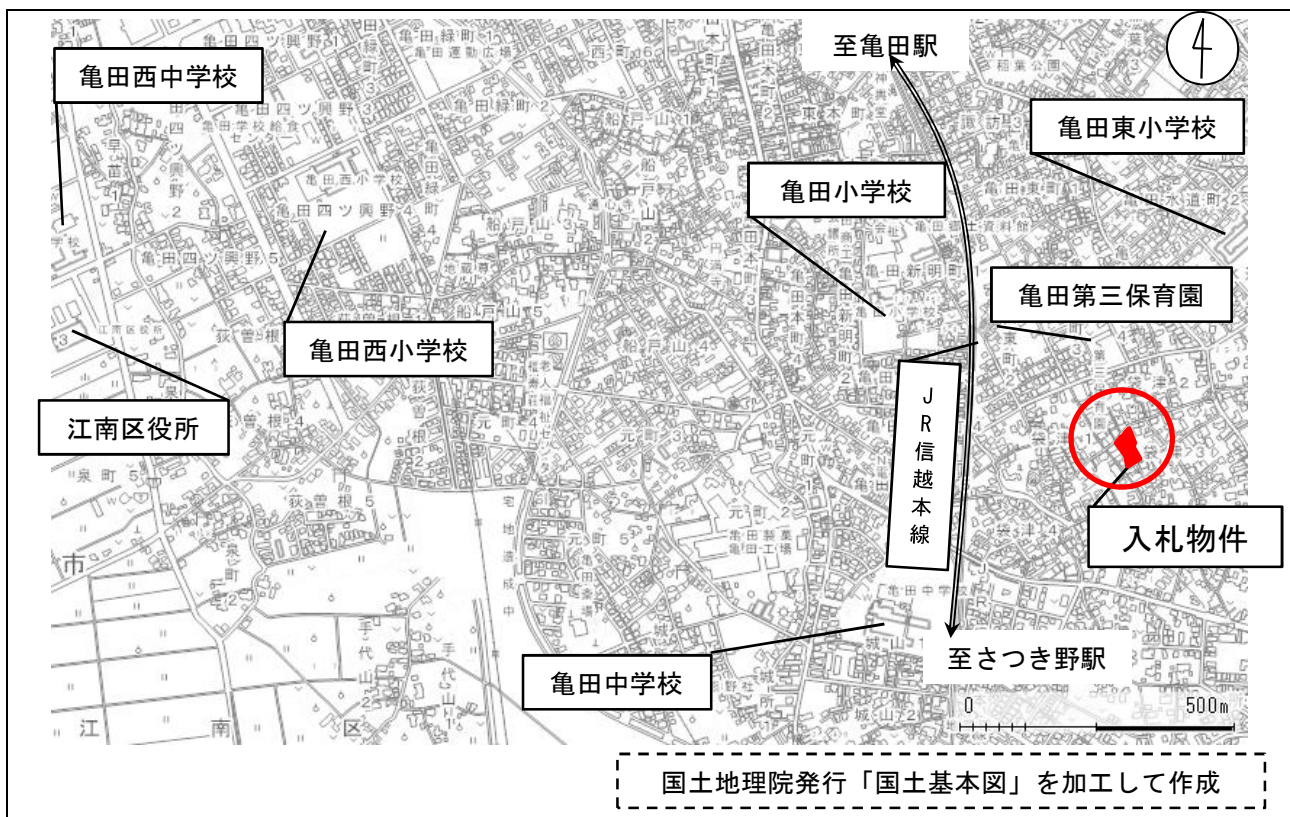
明細図



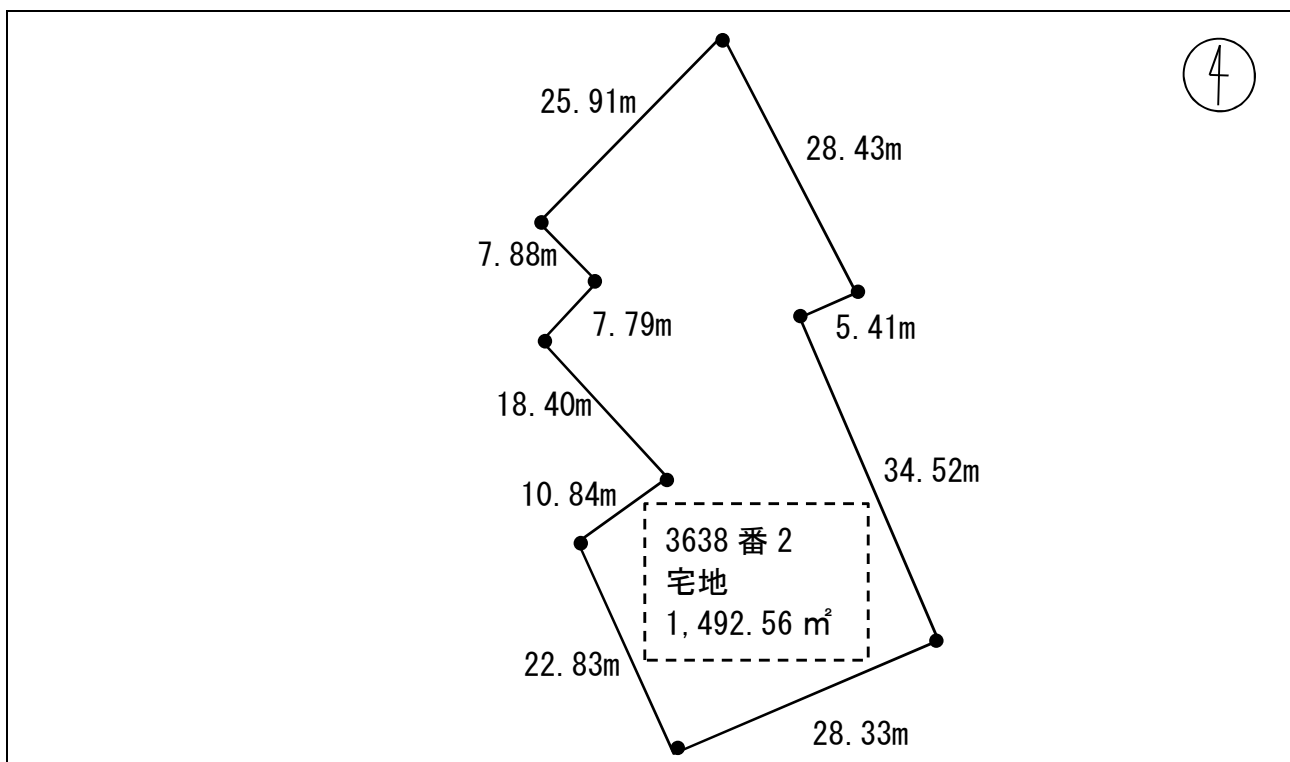
入札番号 3		物件番号 R 2-3		予定価格		44,900,000円	
所 在 地		江南区袋津二丁目3638番2					
地 積		(実測) 1,492.56㎡		地目	宅地	土地形状	明細図のとおり
接道道路の幅員及び構造		北側幅員約5.4メートル、南側幅員約3.6メートルの舗装道路(市道)に接する					
法令等に基づく制限		都市計画区域		市街化区域			
		用途地域		第一種住居地域			
		建ぺい率		60%	容積率	200%	
		その他の制限		無し			
私道の負担等に関する事項		負担の有無		無し	負担の内容		
供給処理施設の状況		供給処理施設		事業所名			電話番号
		電 気	引込み可	東北電力(株)			0120-175-466
		上水道	引込み可	新潟市水道局			0120-411-002
		下水道	引込み可	新潟市東部地域下水道事務所			025-281-9562
		ガ ス	引込み可	北陸ガス(株)			025-229-7002
交 通 機 関		バ ス		新潟交通「袋津」バス停まで約310メートル			
		鉄 道		J R「亀田」駅まで約1.5キロメートル			
公 共 施 設 (現地から)		施 設 名				現地からの直線距離	
		江南区役所				約2キロメートル	
		新潟市立亀田第三保育園				約180メートル	
		新潟市立亀田東小学校				約420メートル	
		新潟市立亀田中学校				約530メートル	
参 考 事 項	・ 保育園跡地で、建物解体後は陶芸教室敷地、ゲートボール場等として使用していましたが、現在は未利用地となっています。 ・ 現況引渡しのため、敷地内の工作物等の移設、撤去には応じられません。 ・ 敷地内に電話柱・支線が1本ずつあります。 ・ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていませんが、事前協議が必要です。詳細については歴史文化課（TEL 025-226-2580）へお問い合わせください。 ・ 1000㎡以上の開発行為を行う場合、新潟市開発指導要綱が適用され、事前に市長との協議及び許可が必要です。詳細については江南区役所建設課（TEL 025-382-4738）へお問合せください。						

入札番号	3	物件番号	R 2-3
------	---	------	-------

案内図



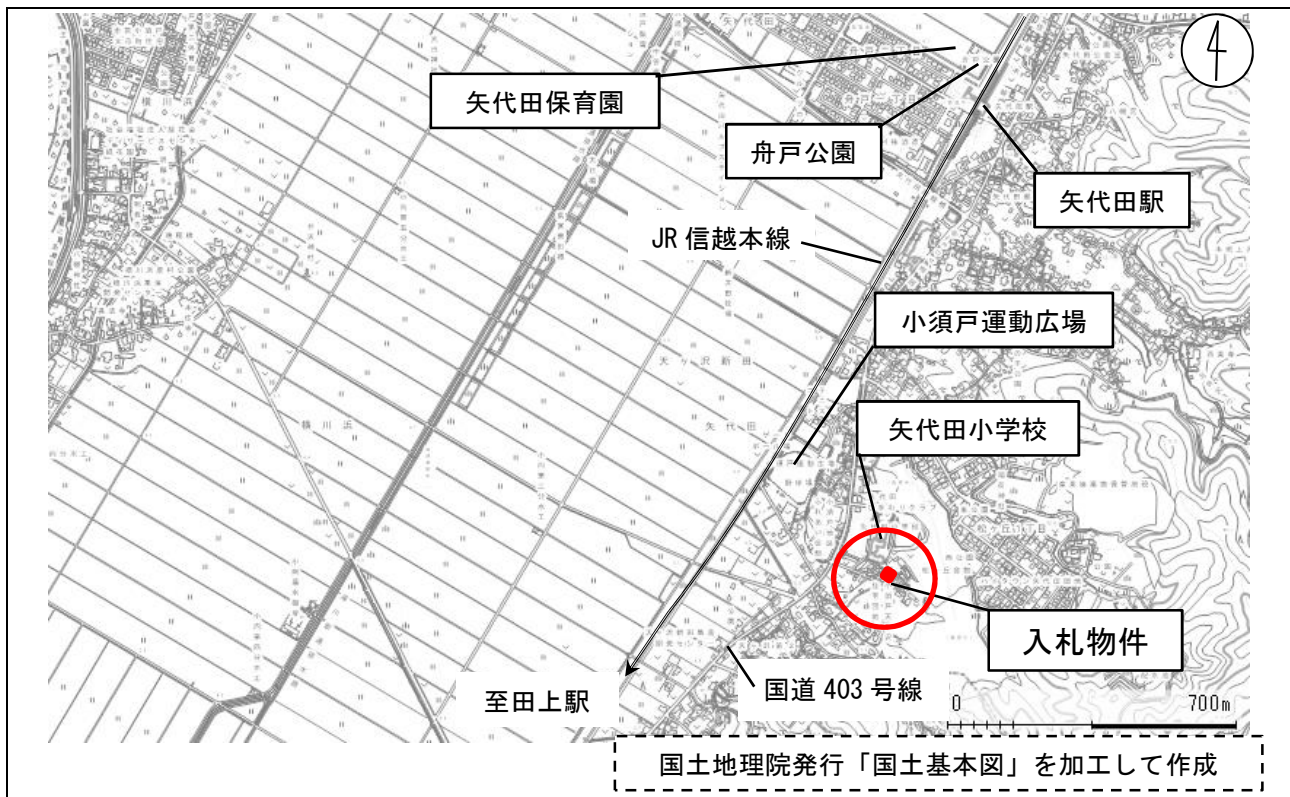
明細図



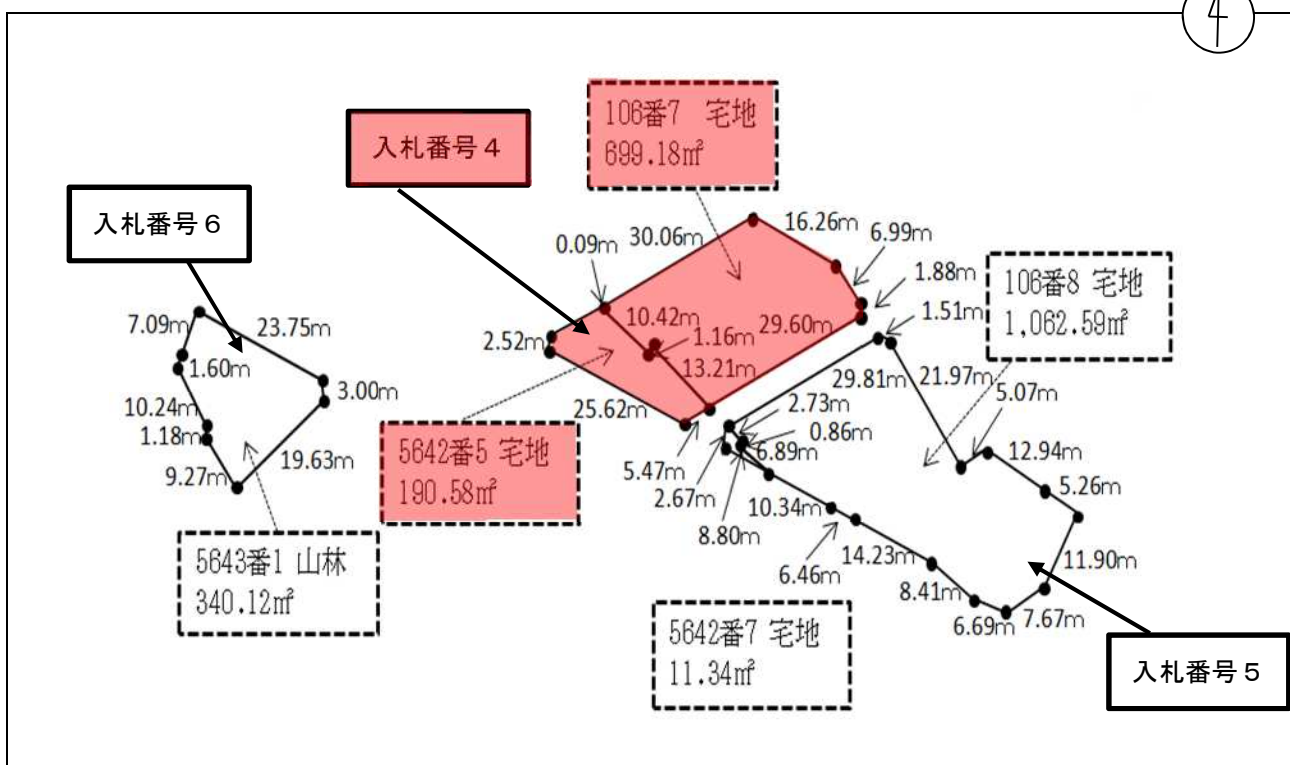
入札番号 4		物件番号 4 3 - 1		予定価格		8, 9 4 0, 0 0 0 円	
所 在 地		秋葉区天ヶ沢字草水沢 1 0 6 番 7、矢代田字高ヶ沢 5 6 4 2 番 5					
地 積		(実測) 8 5 9. 7 6 m ²		地目	宅地	土地形状	明細図のとおり
接道道路の幅員及び構造		東側、西側、南側、南側幅員約 4 メートルの舗装道路に接する					
法令等に基づく制限		都市計画区域		市街化区域			
		用途地域		第一種住居地域			
		建ぺい率		6 0 %	容積率	2 0 0 %	
		その他の制限		無し			
私道の負担等に関する事項		負担の有無		無し	負担の内容		
供給処理施設の状況		供給処理施設		事業所名		電話番号	
		電 気	引込み可	東北電力(株)		0120-175-466	
		上水道	引込み可	新潟市水道局		0120-411-002	
		下水道	引込み可	西部地域下水道事務所 秋葉下水道分室		0250-25-5810	
		ガ ス	引込み可	越後天然ガス(株)		0250-24-2171	
交通機関		バ ス		区バス「天ヶ沢」バス停まで約 1 9 0 メートル			
		鉄 道		ＪＲ「矢代田」駅まで約 1. 2 キロメートル			
公共施設 (現地から)		施設名				現地からの直線距離	
		秋葉区役所小須戸出張所				約 2. 7 キロメートル	
		新潟市立矢代田保育園				約 1. 3 キロメートル	
		新潟市立矢代田小学校				約 7 0 メートル	
		新潟市立小須戸中学校				約 2. 2 キロメートル	
参考事項	・ 市営住宅跡地です。 ・ 現況引渡しのため、敷地内の工作物等の移設、撤去には応じられません。 ・ 敷地内に電力柱及び支柱が 1 本ずつあります。 ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていませんが、事前協議が必要です。詳細については歴史文化課（TEL 025-226-2580）へお問い合わせください。						

入札番号	4	物件番号	4 3-1
------	---	------	-------

案 内 図



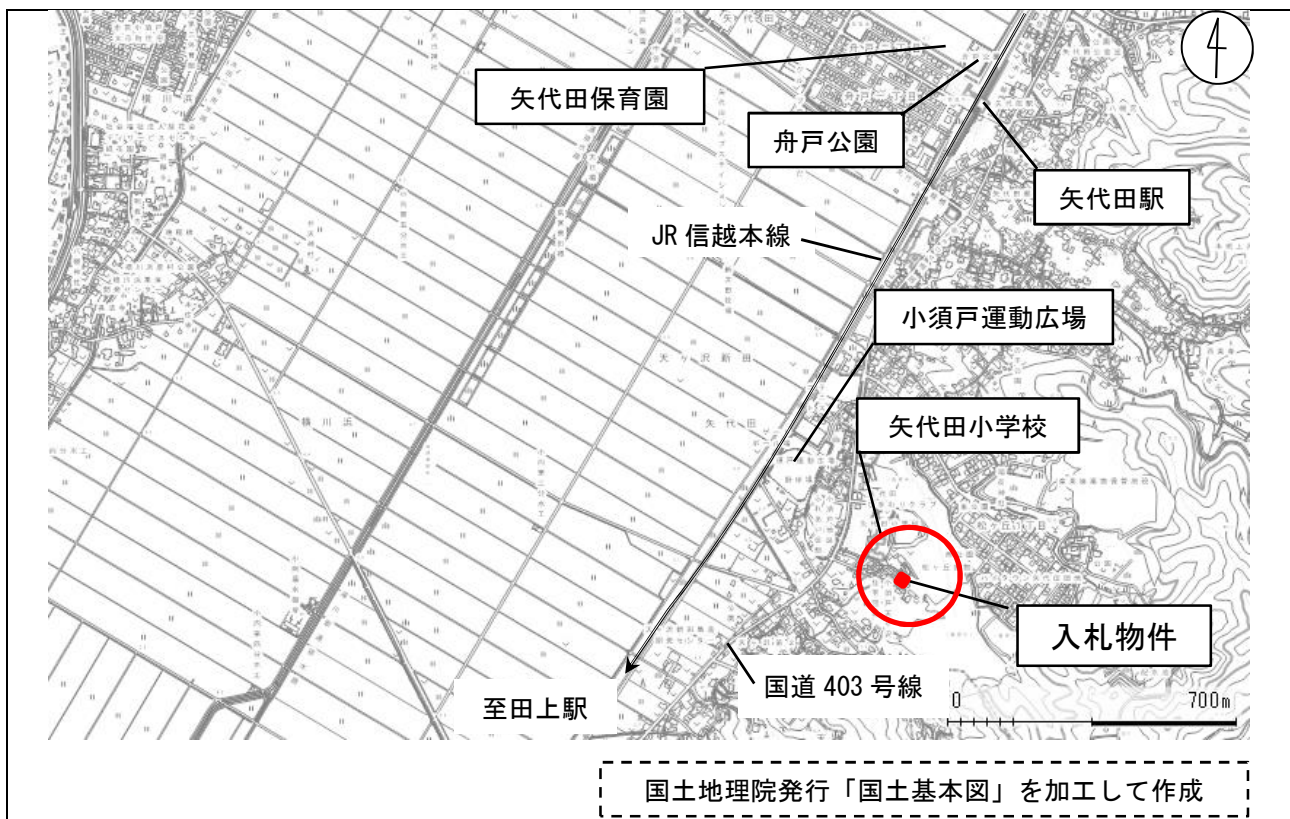
明 細 図



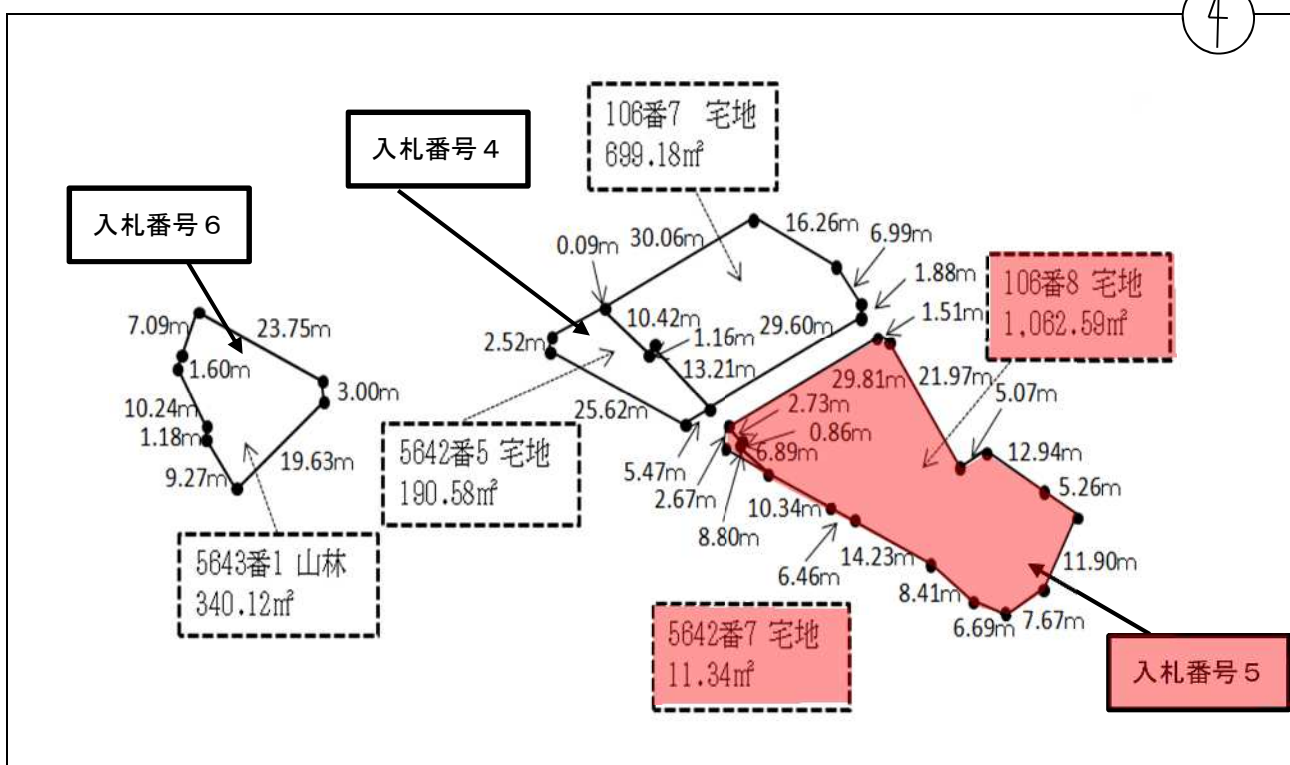
入札番号 5		物件番号 4 3 - 2		予定価格		9, 7 8 0, 0 0 0 円	
所 在 地		秋葉区天ヶ沢字草水沢 1 0 6 番 8、矢代田字高ヶ沢 5 6 4 2 番 7					
地 積		(実測) 1, 0 7 3. 9 3 m ²		地目	宅地	土地形状	明細図のとおり
接道道路の幅員及び構造		西側、南側、北側幅員約 4 メートルの舗装道路に接する					
法令等に基づく制限		都市計画区域		市街化区域			
		用途地域		第一種住居地域			
		建ぺい率		6 0 %		容積率	2 0 0 %
		その他の制限		無し			
私道の負担等に関する事項		負担の有無		無し	負担の内容		
供給処理施設の状況		供給処理施設		事業所名		電話番号	
		電 気	引込み可	東北電力(株)		0120-175-466	
		上水道	引込み可	新潟市水道局		0120-411-002	
		下水道	引込み可	西部地域下水道事務所 秋葉下水道分室		0250-25-5810	
		ガ ス	引込み可	越後天然ガス(株)		0250-24-2171	
交 通 機 関		バ ス		区バス「天ヶ沢」バス停まで約 2 0 0 メートル			
		鉄 道		ＪＲ「矢代田」駅まで約 1. 2 キロメートル			
公 共 施 設 (現地から)		施 設 名				現地からの直線距離	
		秋葉区役所小須戸出張所				約 2. 7 キロメートル	
		新潟市立矢代田保育園				約 1. 3 キロメートル	
		新潟市立矢代田小学校				約 8 0 メートル	
		新潟市立小須戸中学校				約 2. 2 キロメートル	
参 考 事 項	・市営住宅跡地です。 ・現況引渡しのため、敷地内の工作物等の移設、撤去には応じられません。 ・敷地内に電力柱及び支線が 1 本ずつあります。 ・文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていませんが、事前協議が必要です。詳細については歴史文化課（TEL 025-226-2580）へお問い合わせください。 ・1000 m²以上の開発行為を行う場合、新潟市開発指導要綱が適用され、事前に市長との協議及び許可が必要です。詳細については秋葉区役所建設課（TEL 0250-25-5691）へお問合せください。						

入札番号	5	物件番号	4 3-2
------	---	------	-------

案 内 図



明 細 図



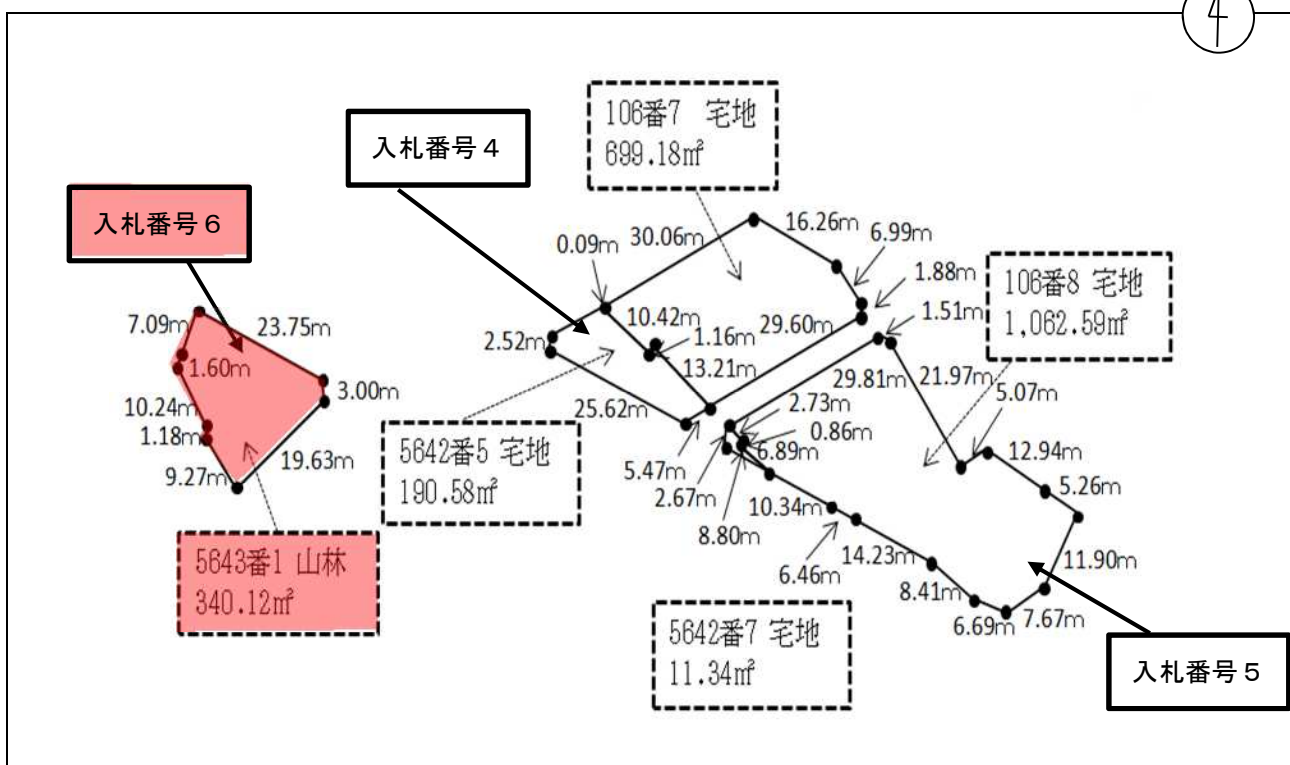
入札番号 6		物件番号 4 3 - 3		予定価格		4, 2 2 0, 0 0 0 円	
所 在 地		秋葉区矢代田字高ヶ沢 5 6 4 3 番 1					
地 積		(実測) 3 4 0. 1 2 m ²		地目	山林	土地形状	明細図のとおり
接道道路の幅員及び構造		北側幅員約 4 メートルの舗装道路に接する					
法令等に基づく制限	都市計画区域		市街化区域				
	用途地域		第一種住居地域				
	建ぺい率		6 0 %		容積率	2 0 0 %	
	その他の制限		無し				
私道の負担等に関する事項		負担の有無		無し	負担の内容		
供給処理施設の状況	供給処理施設		事業所名			電話番号	
	電 気	引込み可	東北電力(株)			0120-175-466	
	上水道	引込み可	新潟市水道局			0120-411-002	
	下水道	引込み可	西部地域下水道事務所 秋葉下水道分室			0250-25-5810	
	ガ ス	引込み可	越後天然ガス(株)			0250-24-2171	
交 通 機 関	バ ス		区バス「天ヶ沢」バス停まで約 1 2 0 メートル				
	鉄 道		ＪＲ「矢代田」駅まで約 1. 2 キロメートル				
公 共 施 設 (現地から)	施 設 名				現地からの直線距離		
	秋葉区役所小須戸出張所				約 2. 7 キロメートル		
	新潟市立矢代田保育園				約 1. 3 キロメートル		
	新潟市立矢代田小学校				約 7 0 メートル		
	新潟市立小須戸中学校				約 2. 2 キロメートル		
参 考 事 項	・ 市営住宅跡地です。 ・ 現況引渡しのため、敷地内の工作物等の移設、撤去には応じられません。 ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていませんが、事前協議が必要です。詳細については歴史文化課（TEL 025-226-2580）へお問い合わせください。						

入札番号	6	物件番号	4 3-3
------	---	------	-------

案 内 図



明 細 図



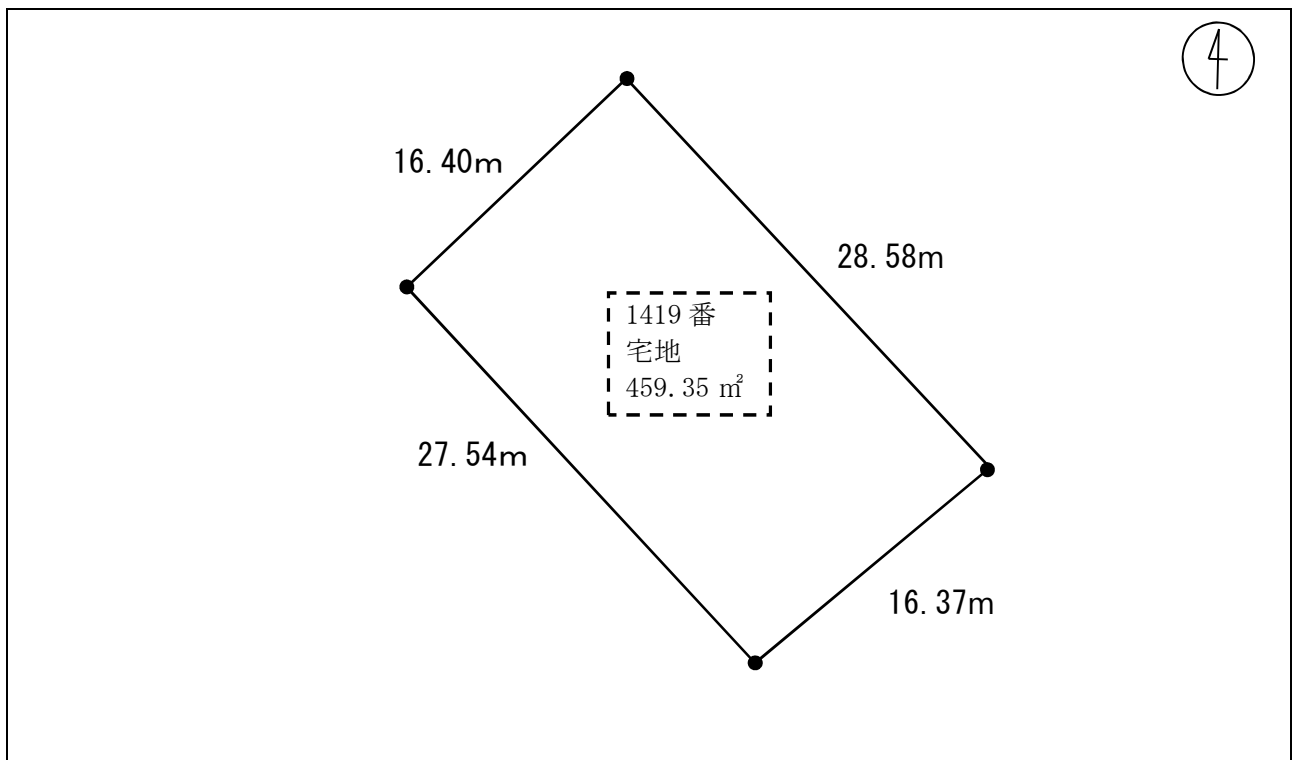
入札番号 7		物件番号 R 2 - 5		予定価格		1, 4 6 0, 0 0 0 円	
所 在 地		南区月潟字下屋敷 1 4 1 9 番					
土地	地 積	(実測) 4 5 9 . 3 5 m ²		地 目	宅地		
建物	構 造	木造、セメント瓦葺、2 階建		種 類	居宅・診療所		
	延床面積 (建築年)	1 6 9 . 6 4 m ² (昭和 4 6 年) 1 2 6 . 8 0 m ² (昭和 5 6 年)		合 計	2 9 6 . 4 4 m ²		
接道道路の幅員 及び構造		西側幅員約 7 メートルの舗装道路（市道）に接する。					
法令等に基づく 制限		都市計画区域		市街化調整区域			
		用途地域		指定なし			
		建ぺい率		7 0 %		容積率	2 0 0 %
		その他の制限		無し			
私道の負担等に関する事項		負担の有無		無し		負担の内容	
供給処理施設の 状況		供給処理施設		事業所名		電 話 番 号	
		電 気	引込み可	東北電力(株)		0120-175-466	
		上水道	引込み可	新潟市水道局		0120-411-002	
		下水道	引込み可	新潟市西部地域下水道事務所		025-370-6372	
		ガ ス	引込み可	蒲原ガス(株)		0256-70-1010	
交 通 機 関		バ ス	住民バス「月潟」バス停まで約 2 0 メートル				
		鉄 道	ＪＲ「田上」駅まで約 7 . 0 キロメートル				
公 共 施 設 (現地から)		施 設 名				現地からの直線距離	
		南区役所月潟出張所				約 6 2 0 メートル	
		新潟市立月潟保育園				約 1 2 0 メートル	
		新潟市立月潟小学校				約 1 4 0 メートル	
		新潟市立月潟中学校				約 4 7 0 メートル	
参考 事項	・ 旧診療所、旧ひまわりクラブとして使用していた土地建物です。 ・ 本物件には、建物、動産、工作物、放置物等（以下「本件建物等」という。）がありますが、全て現状有姿のまま引渡します。買受人（落札者）は、引き渡しの日から 1 年以内に本件建物等を買受人（落札者）の負担で解体撤去してください。 ・ 買受人（落札者）において本件建物等の解体撤去が完了した時は、書面により財産活用課に届け出てください。（書面の様式は自由。ただし、解体撤去の完了日は必須） ・ 本市が本件建物等の解体撤去工事のしゅん工検査をした後、問題がなければ市において建物滅失登記を行います。 ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。 ・ 市街化調整区域のため、建築物を建築する際は事前に都市計画法の許可が必要となりますが、当該地は「新潟市開発行為等の許可の基準に関する条例」に定める「既存集落区域」に該当し、開発行為等の一部が緩和されています。詳細については南区役所建設課（TEL025-372-6490）へお問合せください。 ・ この物件調書に記載のない詳細については契約書をご確認ください。						

入札番号	7	物件番号	R 2-5
------	---	------	-------

案内図



明細図



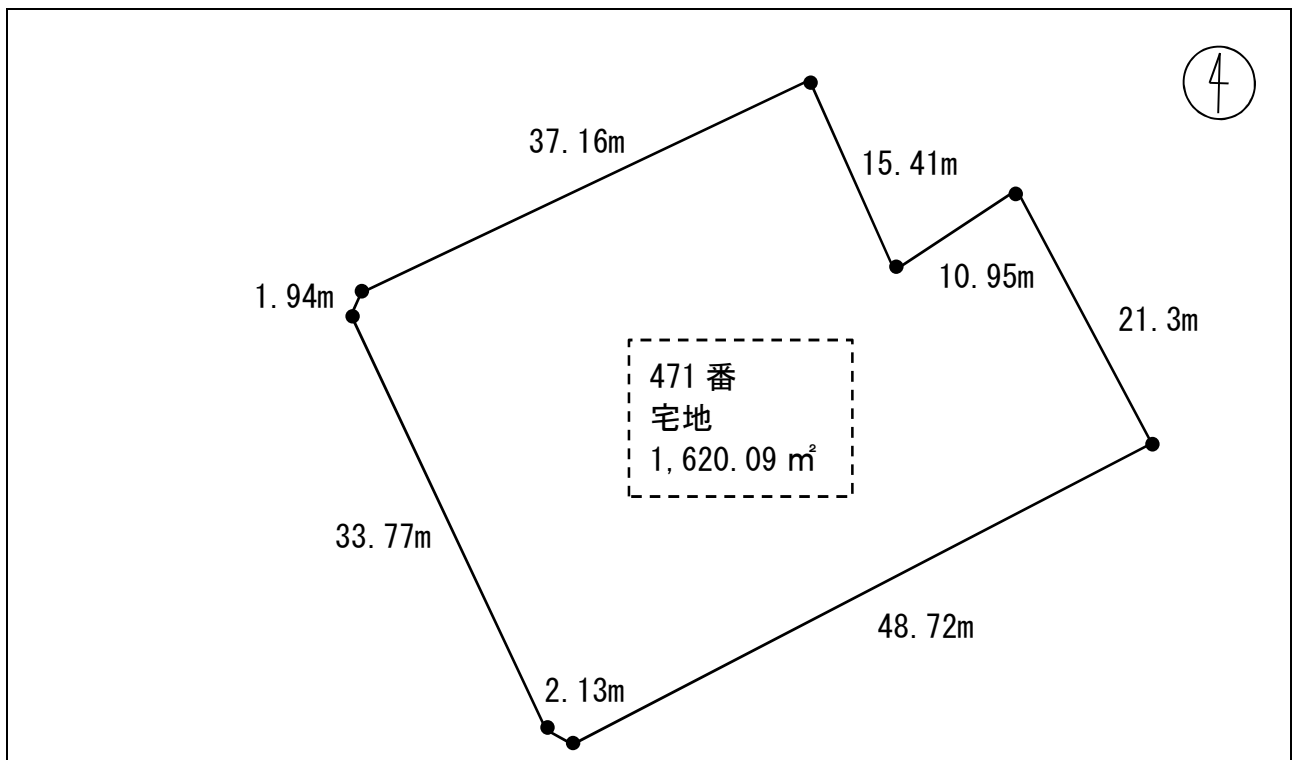
入札番号 8		物件番号 R 3 - 1		予定価格		7 4 , 5 2 0 , 0 0 0 円	
所 在 地		西区内野町 4 7 1 番					
地 積		(実測) 1 , 6 2 0 . 0 9 m ²		地目	宅地	土地形状	明細図のとおり
接道道路の幅員及び構造		西側幅員約 5 . 3 メートル、南側幅員約 7 . 7 メートル、北側幅員約 6 . 5 メートルの舗装道路 (市道) に接する					
法令等に基づく制限		都市計画区域		市街化区域			
		用途地域		近隣商業地域			
		建ぺい率		8 0 %	容積率	2 0 0 %	
		その他の制限		無し			
私道の負担等に関する事項		負担の有無		無し	負担の内容		
供給処理施設の状況		供給処理施設		事業所名		電話番号	
		電 気	引込み可	東北電力(株)		0120-175-466	
		上水道	引込み可	新潟市水道局		0120-411-002	
		下水道	引込み可	新潟市西部地域下水道事務所		025-370-6372	
		ガ ス	引込み可	北陸ガス(株)		025-229-7002	
交通機関		バ ス		新潟交通「内野四ツ角」バス停まで約 1 1 0 メートル			
		鉄 道		J R 「内野」 駅まで約 1 3 0 メートル			
公 共 施 設 (現地から)		施 設 名			現地からの直線距離		
		西区役所西出張所			約 2 3 0 メートル		
		新潟市内野保育園			約 1 2 0 メートル		
		新潟市立内野小学校			約 2 1 0 メートル		
		新潟市立内野中学校			約 4 6 0 メートル		
参考事項	・ 区役所出張所分庁舎跡地です。 ・ 現況引渡しのため、敷地内の工作物等の移設、撤去には応じられません。 ・ 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。 ・ 1000 m ² 以上の開発行為を行う場合、新潟市開発指導要綱が適用され、事前に市長との協議及び許可が必要です。詳細については西区役所建設課 (TEL 025-264-7670) へお問合せください。						

入札番号	8	物件番号	R 3-1
------	---	------	-------

案内図



明細図



入札番号 9		物件番号 R 3-2		予定価格		1, 520, 000円	
所 在 地		西蒲区番屋字畑ヶ田 4 5 0 番 1					
地 積		(実測) 1 9 4. 6 1㎡		地目	宅地	土地形状	明細図のとおり
接道道路の幅員及び構造		南側幅員約 9. 9メートルの舗装道路（国道）に接する。					
法令等に基づく制限		都市計画区域		市街化調整区域			
		用途地域		指定なし			
		建ぺい率		7 0 %	容積率	2 0 0 %	
		その他の制限		無し			
私道の負担等に関する事項		負担の有無		無し	負担の内容		
供給処理施設の状況		供給処理施設		事業所名		電話番号	
		電 気	引込み可	東北電力(株)		0120-175-466	
		上水道	引込み可	新潟市水道局		0120-411-002	
		下水道	引込み不可	新潟市西部地域下水道事務所		025-370-6372	
		ガ ス	引込み可	蒲原ガス(株)		0256-70-1010	
交 通 機 関		バ ス		新潟交通観光バス「番屋下」バス停まで約 8 0メートル			
		鉄 道		J R「巻」駅まで約 6. 8キロメートル			
公 共 施 設 (現地から)		施 設 名			現地からの直線距離		
		西蒲区潟東出張所			約 8 8 0メートル		
		私立かたひがし保育園			約 5 4 0メートル		
		新潟市立潟東小学校			約 1. 6キロメートル		
		新潟市立潟東中学校			約 1. 6キロメートル		
参 考 事 項	・ 駐在所跡地です。 ・ 現況引渡しのため、敷地内の工作物等の移設、撤去には応じられません。 ・ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。 ・ 市街化調整区域のため、建築物を建築する際は事前に都市計画法の許可が必要となりますが、当該地は「新潟市開発行為等の許可の基準に関する条例」に定める「既存集落区域」に該当し、開発行為等の一部が緩和されています。詳細については西蒲区役所建設課（TEL 0256-72-8570）へお問合せください。						

16 市有財産売買契約書（案）〔契約保証金契約時納入〕【入札番号7以外】

市 有 財 産 売 買 契 約 書

収 入
印 紙

売渡人 新潟市（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義に伴い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在・地番	地目	地積（実測）	摘 要
新潟市		m ²	

（売買代金）

第3条 売買代金は、金（落札金額）円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約に関し、契約保証金として落札金額の100分の10以上をこの契約の締結と同時に、甲の発行する納付書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金の一部として、納付済の入札保証金を充当するものとする。

3 第3条の定める売買代金（契約保証金を除いた金額）の支払いがあったときは、第1項の契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

4 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

5 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約を解除されたときは、甲に帰属するものとする。

（代金の支払）

第5条 乙は、第3条の売買代金を、甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに納付しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が第3条の売買代金を納付したときに移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定による売買物件の所有権が、乙に移転したときに当該物件の引渡しをしたものとする。

（登記嘱託の請求等）

第8条 乙は、前条の規定により売買物件の所有権が移転したのち、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（契約不適合の際の責任）

第9条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

(用途の制限事項)

第10条 乙は、売買物件の引渡しの日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する業の営業に供することはできない。

2 乙は、売買物件の引渡しの日から5年間は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する事務所の用に供することはできない。

(違約金)

第11条 乙は、前条に規定する義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第15条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、当該契約を解除することができる。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により、売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第11条に規定する違約金又は第14条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第17条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に関する訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協議)

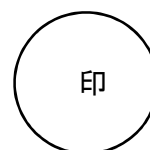
第19条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新 潟 市
 新潟市長 中 原 八 一

乙 買受人（落札者 住所・氏名）



17 市有財産売買契約書（案）〔売買代金契約時一括納入〕【入札番号 7 以外】

市 有 財 産 売 買 契 約 書

収 入
印 紙

売渡人 新潟市（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲、乙両者は、信義に伴い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 売買物件は、次のとおりとする。

所在・地番	地目	地積（実測）	摘 要
新潟市		m ²	

（売買代金）

第 3 条 売買代金は、金（落札金額）円とする。

（代金の支払）

第 4 条 乙は、第 3 条の売買代金を、甲の発行する納入通知書により、この契約と同時に納付しなければならない。

2 前項の売買代金の一部として、納付済みの入札保証金を充当するものとする。

3 前項の入札保証金には、利息を付さない。

（所有権の移転）

第 5 条 売買物件の所有権は、乙が第 3 条の売買代金を納付したときに移転する。

（売買物件の引渡し）

第 6 条 甲は、前条の規定による売買物件の所有権が、乙に移転したときに当該物件の引渡しをしたものとする。

（登記嘱託の請求等）

第 7 条 乙は、前条の規定により売買物件の所有権が移転したのち、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（契約不適合の際の責任）

第 8 条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（用途の制限事項）

第 9 条 乙は、売買物件の引渡しの日から 5 年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、及び同条第 5 項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する業の営業に供することはできない。

2 乙は、売買物件の引渡しの日から 5 年間は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する事務所の用に供することはできない。

（違約金）

第 10 条 乙は、前条に規定する義務に違反したときは、売買代金の 100 分の 30 に相

当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金は、第14条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、当該契約を解除することができる。

(返還金等)

第12条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第13条 乙は、甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により、売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第15条 甲は、第11条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第10条に規定する違約金又は第13条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関する訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟市
新潟市長 中原 八一

乙 買受人(落札者 住所・氏名)

印

市 有 財 産 売 買 契 約 書

売渡人 新潟市（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲、乙両者は、信義に伴い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第 2 条 売買物件は、次のとおりとする。

区分	所在・地番	地目	地積(実測)	摘 要
土地	新潟市南区月潟字下屋敷 1 4 1 9 番	宅地	4 5 9 . 3 5 m ²	

（売買代金）

第 3 条 売買代金は、金（落札金額）円とする。

（契約保証金）

第 4 条 乙は、この契約に関し、契約保証金として落札金額の 1 0 0 分の 1 0 以上をこの契約の締結と同時に、甲の発行する納付書により納付しなければならない。

2 前項の契約保証金の一部として、納付済の入札保証金を充当するものとする。

3 第 3 条の定める売買代金（契約保証金を除いた金額）の支払いがあったときは、第 1 項の契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

4 第 1 項の契約保証金には、利息を付さない。

5 第 1 項の契約保証金は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約を解除されたときは、甲に帰属するものとする。

（代金の支払）

第 5 条 乙は、第 3 条の売買代金を、甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに納付しなければならない。

（所有権の移転）

第 6 条 売買物件の所有権は、乙が第 3 条の売買代金を納付したときに移転する。

（売買物件の引渡し）

第 7 条 甲は、前条の規定による売買物件の所有権が、乙に移転したときに当該物件の引渡しをしたものとする。

（登記嘱託の請求等）

第 8 条 乙は、前条の規定により売買物件の所有権が移転したのち、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（契約不適合の際の責任）

第 9 条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

(用途の制限事項)

第10条 乙は、売買物件の引渡しの日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する業の営業に供することはできない。

2 乙は、売買物件の引渡しの日から5年間は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する事務所の用に供することはできない。

(建物の解体撤去等)

第11条 乙は、売買物件の引渡しの日から1年以内に売買物件に存する建物、動産、工作物及び放置物（以下「本件建物等」という）を、乙の負担で解体撤去しなければならない。ただし、甲と協議のうえで必要と認められるものは残置することができる。

2 乙は、本件建物等の解体撤去工事を完了したときは、ただちに書面により甲に工事完了報告をしなければならない。

3 乙は、真にやむを得ない事由により、第1項に定める解体工事期限の延長を必要とするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申し出を行い、甲の承認を得なければならない。

4 甲は、乙から解体撤去工事の工事完了報告を受けた場合、本件建物等の解体撤去工事のしゅん工検査（完了検査）をし、本契約に定める乙の義務が履行されている場合は、本件建物の滅失登記を行うものとする。

5 売買物件の引渡しの日から解体撤去工事完了日まで、本件建物等の管理責任は乙にあるものとし、乙は十分な注意をもって本件建物等を管理しなければならない。なお、本件建物等の管理に関する一切の経費は乙の負担とする。

6 乙は、管理上又は解体撤去に必要な範囲を超えて本件建物等を使用してはならない。また、第三者に本件建物等を譲渡し、又は使用させてはならない。

7 乙は、本件建物等の解体撤去に伴い、第三者からの苦情や異議申し立てがあったときは、責任をもって解決するとともに、第三者に損害を与えた場合は、その責を負うものとする。

8 甲は、第1項から第7項に規定する内容に関し、必要があると認めるときは、乙に対し履行の状況を確認するために質問し、立入検査を行い、帳簿書類等を調査し、または参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

9 乙は、前項の規定に基づく請求が甲からあったときは、正当な理由なく拒み、妨げ若しくは忌避し、又は遅延してはならない。

(買戻しの特約及び特約登記)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、第2条の売買物件を買戻しすることができるものとする。この場合において乙又は第三者に損害が生じて甲はその責めを負わない。

(1) 第11条の規定に違反したとき

(2) 法人が合併され、又は解散した場合で、甲と乙の協議によってもこの契約に定める義務が履行される見込みがないとき

(3) 契約に関して甲に提出した書類に虚偽の記載があったとき

(4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売を受け、または破産、清算、会社更生、民事再生の申立てをなし、若しくは受けたとき

2 前項の買戻し期間は、本契約締結の日から5年間とする。

3 甲は、前2項の規定に基づく買戻しの特約登記をするものとする。この場合において、甲が請求した時は、乙は特約登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(買戻しの登記)

第13条 乙は、甲が前条の規定に基づき期間を5年間とする買戻権並びに第12条第1項に規定する特約事項を登記することに同意する。

2 甲は、前条の買戻しの特約登記を所有権移転登記と同時に行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

3 甲は、本契約に定める乙の義務が履行されている場合で、甲が認めるときは、乙の申出により前項の登記を抹消することができる。

4 買戻権の抹消登記に要する費用は、当該抹消登記時点における第2条の売買物件の所有者の負担とする。

(買戻権の行使)

第14条 甲は、第12条に規定する買戻権を行使する時は、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

2 甲は、買戻権を行使する時は、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、買戻権を行使する時は、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(違約金)

第15条 乙は、第10条に規定する義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を、第11条第9項に規定する事項に違反した時は、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第19条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、当該契約を解除することができる。

(返還金等)

第17条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第18条 乙は、甲が第12条の規定により第14条の買戻権を行使した時又は第16条の規定により、甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、甲が第14条の買戻権を行使した場合においては買戻権行使時の時価として、または、第16条の契約の解除を行使した場合においては契約解除時の時価として減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により、売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第14条に規定する買戻権を行使した場合又は第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第15条に規定する違約金又は第18条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第22条 この契約に関する訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協議)

第23条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 新潟市
新潟市長 中原 八一

乙 買受人(落札者 住所・氏名)

印

19 市有財産売買契約書（案）〔売買代金契約時一括納入〕【入札番号7用】

収入
印紙

市 有 財 産 売 買 契 約 書

売渡人 新潟市（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義に伴い誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

区分	所在・地番	地目	地積(実測)	摘 要
土地	新潟市南区月潟字下屋敷1419番	宅地	459.35㎡	

（売買代金）

第3条 売買代金は、金（落札金額）円とする。

（代金の支払）

第4条 乙は、第3条の売買代金を、甲の発行する納入通知書により、この契約と同時に納付しなければならない。

2 前項の売買代金の一部として、納付済みの入札保証金を充当するものとする。

3 前項の入札保証金には、利息を付さない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、乙が第3条の売買代金を納付したときに移転する。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定による売買物件の所有権が、乙に移転したときに当該物件の引渡しをしたものとする。

（登記嘱託の請求等）

第7条 乙は、前条の規定により売買物件の所有権が移転したのち、甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（契約不適合の際の責任）

第8条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（用途の制限事項）

第9条 乙は、売買物件の引渡しの日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これに類する業の営業に供することはできない。

2 乙は、売買物件の引渡しの日から5年間は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する事務所の用に供することはできない。

(建物の解体撤去等)

- 第10条 乙は、売買物件の引渡しの日から1年以内に売買物件に存する建物、動産、工作物及び放置物（以下「本件建物等」という）を、乙の負担で解体撤去しなければならない。ただし、甲と協議のうえで必要と認められるものは残置することができる。
- 2 乙は、本件建物等の解体撤去工事を完了したときは、ただちに書面により甲に工事完了報告をしなければならない。
- 3 乙は、真にやむを得ない事由により、第1項に定める解体工事期限の延長を必要とするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申し出を行い、甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、乙から解体撤去工事の工事完了報告を受けた場合、本件建物等の解体撤去工事のしゅん工検査（完了検査）をし、本契約に定める乙の義務が履行されている場合は、本件建物の滅失登記を行うものとする。
- 5 売買物件の引渡しの日から解体撤去工事完了日まで、本件建物等の管理責任は乙にあるものとし、乙は十分な注意をもって本件建物等を管理しなければならない。なお、本件建物等の管理に関する一切の経費は乙の負担とする。
- 6 乙は、管理上又は解体撤去に必要な範囲を超えて本件建物等を使用してはならない。また、第三者に本件建物等を譲渡し、又は使用させてはならない。
- 7 乙は、本件建物等の解体撤去に伴い、第三者からの苦情や異議申し立てがあったときは、責任をもって解決するとともに、第三者に損害を与えた場合は、その責を負うものとする。
- 8 甲は、第1項から第7項に規定する内容に関し、必要があると認めるときは、乙に対し履行の状況を確認するために質問し、立入検査を行い、帳簿書類等を調査し、または参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。
- 9 乙は、前項の規定に基づく請求が甲からあったときは、正当な理由なく拒み、妨げ若しくは忌避し、又は遅延してはならない。

(買戻しの特約及び特約登記)

- 第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、第2条の売買物件を買戻しすることができるものとする。この場合において乙又は第三者に損害が生じて甲はその責めを負わない。

(1) 第10条の規定に違反したとき。

(2) 法人が合併され、又は解散した場合で、甲と乙の協議によってもこの契約に定める義務が履行される見込みがないとき。

(3) 契約に関して甲に提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売を受け、または破産、清算、会社更生、民事再生の申立てをなし、若しくは受けたとき。

- 2 前項の買戻し期間は、本契約締結の日から5年間とする。

- 3 甲は、前2項の規定に基づく買戻しの特約登記をするものとする。この場合において、甲が請求した時は、乙は特約登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(買戻しの登記)

- 第12条 乙は、甲が前条の規定に基づき期間を5年間とする買戻権並びに第11条第1項に規定する特約事項を登記することに同意する。

- 2 甲は、前条の買戻しの特約登記を所有権移転登記と同時に行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

- 3 甲は、本契約に定める乙の義務が履行されている場合で、甲が認めるときは、乙の申出により前項の登記を抹消することができる。

4 買戻権の抹消登記に要する費用は、当該抹消登記時点における第2条の売買物件の所有者の負担とする。

(買戻権の行使)

第13条 甲は、第11条に規定する買戻権を行使する時は、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息を付さない。

2 甲は、買戻権を行使する時は、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、買戻権を行使する時は、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(違約金)

第14条 乙は、第9条に規定する義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を、第10条第9項に規定する事項に違反した時は、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第18条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、当該契約を解除することができる。

(返還金等)

第16条 甲は、前条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第17条 乙は、甲が第11条の規定により第13条の買戻権を行使した時又は第15条の規定により、甲が解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、甲が第13条の買戻権を行使した場合においては買戻権行使時の時価として、または、第15条の契約の解除を行使した場合においては契約解除時の時価として減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は第1項の規定により、売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第19条 甲は、第13条に規定する買戻権を行使した場合又は第16条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第14条に規定する違約金又は第17条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第20条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約に関する訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協議)

第22条 この契約に関し、疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

新潟市

新潟市長

中原

八 一

乙

買受人（落札者 住所・氏名）

印

様式 1

市有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

新潟市長 様

申込人 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

申込人 住 所 _____

(共有者)

氏 名 _____

電 話 _____

次の市有財産の売払いにおける一般競争入札に参加したいので、申し込みます。
また、次のとおり入札保証金額を市が指定する日までに納入することを申し出いたします。

入札 番号	物件番号	所在地

入札保証金額 ※予定価格の5%以上の 額。頭書に「¥」記載					百万			千			円

私は、新潟市が実施する上記市有財産の売り払いにあたり、次の事項を誓約のうえ申し込みます。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者ではありません。
- 2 正当な理由がなく新潟市公有財産事務取扱要領による契約を締結せず、又は履行しなかったもので、当該事実があった後2年を経過していない者ではありません。
- 3 新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第6条に規定する排除対象者ではない者であることについて、誓約書兼同意書を提出します。
- 4 売り払いに対し、売り払い物件、売買契約条項、売り払い条件等すべて承知のうえ申し込みます。

（注1）申込者が個人の場合は、住民票（抄本）を1通提出してください。

また、申込者が法人の場合は法人登記事項証明書並びに定款又は寄附行為（原本証明が必要）を各々1通提出してください。

（注2）入札参加資格2(2)－②（3頁）に該当する場合は、同意書を1通提出してください。

（注3）法人の場合、住所、氏名は所在、名称と読み替えます。

（注4）本参加申込書は押印不要です。

様式2 (申込人が直接入札される場合に使用します)

入 札 書

令和 年 月 日

新潟市長 様

申込人 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

申込人 住 所 _____
(共有者)

氏 名 _____ (印)

入札 番号	物件番号	所在地

入札金額					百万			千			円

「一般競争入札による市有財産の売却（入札のご案内）」に記載された内容をすべて承諾のうえ、上記のとおり入札します。

- （注1）入札者本人の住所、氏名を記載し、押印してください。
- （注2）入札金額はアラビア数字で明確に記入し、金額の頭書に「¥」を必ず記入してください。
- （注3）使用印は提出書類すべて同じものを使用してください。
- （注4）法人の場合、住所、氏名は所在、名称と読み替えます。
- （注5）入札書を書き損じたときは、再度作成してください。

様式3 (申込人が代理人に委任した場合に使用します)

入札書

令和 年 月 日

新潟市長 様

申込人 (委任者)	住所	_____
	氏名	_____ (印)
申込人 (共有者・委任者)	住所	_____
	氏名	_____ (印)
代理人 (受任者)	住所	_____
	氏名	_____ (印)

入札 番号	物件番号	所在地

入札金額					百万			千			円

- 「一般競争入札による市有財産の売却（入札のご案内）」に記載された内容をすべて承諾のうえ、上記のとおり入札します。
- （注1）入札者本人の住所、氏名を記載し、押印してください。
 - （注2）入札金額はアラビア数字で明確に記入し、金額の頭書に「¥」を必ず記入してください。
 - （注3）使用印は提出書類すべて同じものを使用してください。
 - （注4）法人の場合、住所、氏名は所在、名称と読み替えます。
 - （注5）入札書を書き損じたときは、再度作成してください。

様式 4

委 任 状

受任者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

私は、上記の者を受任者と定め、次の市有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

入札 番号	物件番号	所在地

令和 年 月 日

新潟市長 様

委任者 住 所 _____
氏 名 _____ (印)

委任者 住 所 _____
(共有者) 氏 名 _____ (印)

- (注 1) 使用印は提出書類すべて同じものを使用してください。
(注 2) 法人の場合は、住所、氏名は所在、名称と読み替えます。

様式 5（申込人が、未成年者、被保佐人等の場合）

同意書

令和 年 月 日

新潟市長 様

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

入札申込者との関係 _____

下記の者が入札に参加することに

として同意します。

入札申込者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

様式 6

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、一般競争入札の参加申込を行うにあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕
(ふりがな)
氏 名

生年月日
(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

様式 7

(暴力団等の排除に関する誓約書添付資料)

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性 別	住 所
【記載例】 代表取締役 社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	T S 31 年 11 月 11 日 H	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1丁目1番1号
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	

* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

【 封筒記載例 】

封筒 表

封筒 裏

The diagram illustrates the front and back of an envelope. The front view (left) shows a rectangular envelope with a width of 120mm or less and a height of 235mm or less. It features a vertical line on the right side, with the words '氏名' (Name) and '住所' (Address) written vertically. Below these, there are five circles representing stamps. The text '入札書 在中' (Bidding Book is inside) is written vertically on the left side. The back view (right) shows the envelope with two circular stamps, one at the top and one at the bottom, both labeled '印鑑' (Seal). A note in the center reads: '(注) 封印は入札申込書に使用した印鑑を押印してください。' (Note: Please use the seal used in the bidding application form for the seal).

入札書 在中

氏名

住所

○ ○ ○ ○ ○

235mm 以内

120mm 以内

印鑑

(注) 封印は入札申込書に使用した印鑑を押印してください。

印鑑

※封筒の色は自由

【 入札参加申込受付会場・入札受付会場等 案内図 】



<会場案内>

●入札参加申込受付会場

新潟市役所本館 2 階 財産活用課

令和 3 年 6 月 1 8 日（金）から令和 3 年 7 月 8 日（木）まで（土日を除く）

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで

●入札当日受付会場（入札控室）

新潟市役所本館 3 階 対策室

令和 3 年 7 月 1 4 日（水）午前 9 時から午前 9 時 5 0 分まで

●入札会場

新潟市役所本館 3 階 対策室

令和 3 年 7 月 1 4 日（水）午前 1 0 時から

<交通手段>

J R 新潟駅万代口より、新潟交通バスで市役所前下車 所要時間 1 5 分
万代口バスターミナル 0 番線 路線番号：B 1（萬代橋ライン）B R T

【 問い合わせ先 】

〒9 5 1－8 5 5 0

新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1

新潟市財務部財産活用課（市役所本館 2 階）

電 話：0 2 5－2 2 6－2 3 8 4

F A X：0 2 5－2 2 8－3 0 1 0

メール：zaisan@city.niigata.lg.jp